

議案第9号

大網白里市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

大網白里市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和2年6月5日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例

大網白里市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和48年条例第3
0号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支給」を「助成」に、「医療の」を「医療費の」に改める。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)

第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級の障害のあるもの

第3条第2項に次の2号を加える。

(6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者

(7) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める者

第4条の見出しを「（助成の範囲等）」に改め、同条第2項中「（昭和25年法律第123号）」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 医療費の助成は、規則で定める期間について、これを行うものとする。

第5条第1項中「市長に」を「規則で定めるところにより市長に」に改める。

第6条第2項中「当該受給者等に支払うべき第4条に規定する額を、当該受給者等に代わり、」を「第4条第1項及び第2項の規定により算定した医療費の助成額に相当する額（以下「本市が助成すべき額」という。）を」に改め、同条第4項中「第4条に規定する額」を「本市が助成すべき額」に、「市長に」を「規則で定めるところにより市長に」に改め、同条第5項中「第4条に規定

する額」を「本市が助成すべき額」に改める。

第7条中「又は」を「、又は」に改める。

別表の注の1中「における第4条第1項に規定する支給額」を「に係る第4条第1項及び第2項の規定により算定した額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大網白里市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の条例第5条第2項の規定による受給券の交付その他改正後の条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。